

1. 約款

- (1) 本約款は JAPAN AT UK LIMITED が運営する留学@UK (以下「当社」といいます) が提供する、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国 (以下「英国」といいます) での留学及びホームステイまたはそれらに関する各種サービス (以下「留学プログラム」といいます) のご利用条件を定めるものとします。
- (2) 当社が法令に反しない範囲で書面により特約を結んだ場合、本約款の規定に関わらず特約が優先されます。本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。
- (3) 当社が提供する留学プログラムは以下に挙げるものがありますが、これらに限定されません。
 - ・カウンセリングによる留学情報提供、提案
 - ・語学学校の授業申し込み手続き代行
 - ・ホームステイの提供
 - ・24時間緊急時電話サポート
 - ・留学期間中の当社オフィスにおける現地カウンセリング
 - ・留学プログラム申込者向け各種オプションサポートサービス
 - (例) - ロンドンヒースロー空港送迎サービス
 - 携帯電話購入サポート
 - 銀行口座開設サポート
 - YMS キャリアサポート
- (4) 留学プログラムに含まれないものの一例は以下に挙げるものがありますが、これらに限定されません。
 - ・航空券の手配
 - ・海外留学保険
 - ・査証 (ビザ) 申請サポート
 - ・現地医療情報の提供

2. 契約の申し込みと成立

- (1) 申し込み希望者は当社所定の「留学プログラム申込書」に所定の事項を記入、署名した上でお申し込みいただき、当社が申込書を受理し契約の承諾をした時点で契約成立となり、申込者となります。
- (2) 留学プログラムのうち、ホームステイ提供サービス申し込み希望者は本条(1)に定める「留学プログラム申込書」と合わせて、当社所定の「ホームステイ申込書」に所定の事項を記入、署名した上でお申し込みいただき、当社が両申込書を受理し契約の承諾をした時点で契約成立となり、申込者となります。
- (3) 18歳未満の申し込み希望者は保護者の同意が必要です。申し込み希望者が本条(1)に定める「留学プログラム申込書」の所定の欄に保護者からの署名を得られない場合、当社は留学プログラムの提供を断ることができます。
- (4) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、70歳以上の方等、留学プログラムに支障や特別な配慮を必要とする申し込み希望者はその旨を申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲に限りこれに対応いたします。お申し込みにおいて申し込み希望者に医師の「診断書」、70歳以上の方は医師の「健康診断書」をご提出いただく場合があります。当社が申込者からの申し出に基づいた特別な措置に費用が生じた場合は申込者負担となります。また英国の事情や希望する留学プログラムの内容によっては、当社は留学プログラムの内容を変更させていただくか、同伴者等の条件の提示、もしくは提供を断ることができます。これらの条件に当てはまる申込者が申し込み時に申告をしなかった場合、当社では留学プログラムに関する一切の責任を負いません。また、申し込み後の申告には一切対応できません。当社は、申し込み時に申告がなかったことによる損害を申込者に請求します。

- (5) 特定の方を対象とした留学プログラムについては、年齢、資格、技能、査証 (ビザ) の種類等の条件が当社もしくは受け入れ先の教育機関、ホームステイの場合はホストファミリーの指定する条件に合致しない場合、当社は留学プログラムの内容を変更させていただくか、もしくは提供を断ることができます。
- (6) 当社の業務もしくは受け入れ先の教育機関、ホームステイの場合はホストファミリーに支障をきたす申し込み希望者もしくは申込者であると当社もしくは教育機関、ホストファミリーが判断した場合、当社はその申し込み希望者からのお申し込みもしくはその申込者への留学プログラムの提供を断ることができます。その時点で申込者との留学プログラム契約終了となり、当社は今後一切の申し込みの受理を断ることができます。
- (7) 申込者が本約款に違反したと当社が判断した時点で留学プログラム契約終了となり、当社は今後一切の申し込みの受理を断ることができます。
- (8) 当社は申込書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで受領することができます。この場合、申込書原本は申し込み希望者もしくは申込者の控えとなります。申し込み希望者が申込書を複写したものを控えとし、当社は申込書原本のみを受領することができます。郵送に関する費用は申し込み希望者負担となります。
- (9) 留学プログラムの特性上申込者の交替はできません。
- (10) 留学プログラム契約の有効期限は契約成立日より2年間です。申込者の都合で契約成立日より2年以内に留学プログラムの手続きが開始されず、留学の意思がない場合、契約期間満了により契約終了となります。その場合、支払い済みの留学プログラム費用は一切返金しません。契約終了に伴い、教育機関や滞在先等から別途実費請求があった場合、当社は申込者に請求します。

- (6) 申込者と口座振り込み者の名義が異なる場合、その旨を申込者は当社に留学プログラム費用の支払い前に報告いただきます。
- (7) 留学プログラム費用の支払いが完了したら、その旨を申込者は当社に迅速に報告いただきます。
- (8) 申込者の都合により請求書に明記してある支払い期日までに支払いが完了しない場合またはそれが予測される場合、その旨を申込者は支払い期日に当社に書面にて本約款第15条(2)に定める当社営業時間内に報告いただきます。営業時間以外に報告をいただいた場合は翌営業日扱いの受理となります。申込者からの報告が支払い期日前に受理された場合、当社は留学プログラムが開始される前日を期限に支払い期日を延長することができます。
- (9) 支払い期日を過ぎてもなお支払いが当社にて確認できない場合、当社は申込者の留学の意思が確認できるまで全ての手続きを保留します。当社は留学プログラムの手続きが遅れることによる一切の責任を負いません。
- (10) 留学プログラム費用が全額支払われない場合、当社は留学プログラムの提供を断ることができます。
- (11) 銀行口座への振込手数料は全て申込者負担となります。銀行口座への振込手数料には日本からの海外送金手数料と当社指定の英国にある銀行口座の受取手数料が含まれますが、これらに限定されません。
- (12) 留学プログラム費用から一部が振込手数料として引かれて当社指定の銀行口座に着金された場合、申込者は不足分を口座振込もしくは不足分がGBP 20に満たない場合は留学開始後、英国到着日より14日以内に現金にてお支払いいただきます。

6. 契約の取り消しと返金

3. 個人情報の扱いと保護

当社では Data Protection Act 1998 に準拠し個人情報に細心の注意を払い慎重に取り扱い、利用及び共有、保護しております。申込者は当社が別途定めるプライバシー規約に同意いただくものとします。

4. 旅券と渡航手続き

- (1) 申込者が現在保有する旅券 (パスポート) が有効かどうかの確認、旅券 (パスポート) ・査証 (ビザ) の申請、取得、渡航に必要な予防接種等の渡航手続きは申込者の責任となります。当社はこれに関する一切の責任を負いません。
- (2) 日本国籍以外の方は自国の領事館、英国の領事館・内務省 (Home Office) にお問い合わせください。

5. 留学プログラム費用の支払い

- (1) 留学プログラム費用は全てスターリング・ポンド (GBP) で請求し、その支払いは全て当社指定の英国にある銀行口座にお振込みいただけます。当社以外の第三者への留学プログラム費用の振込はありません。
- (2) 当社が発行する請求書に明記されている請求額が申込者の留学プログラム費用となります。当社は必要に応じて、別途諸費用を実費請求することができます。
- (3) 当社は必要に応じ複数の請求書を発行することがあります。
- (4) 分割での留学プログラム費用の支払いは受け付けることができません。
- (5) 原則、請求書に明記されている支払い期日までに申込者もしくは申込者の代理人に留学プログラム費用をお支払いいただきます。

- (1) 申込者が留学プログラム契約の取り消しを希望する場合、申込者は書面にて本約款第15条(2)に定める当社営業時間内に契約の取り消しを報告いただきます。営業時間以外に報告をいただいた場合は翌営業日扱いの受理となります。
- (2) 本条(1)に定める留学プログラム契約の取り消しが当社にて承認された場合、留学プログラムが開始される前もしくは複数の留学プログラムをお申し込みの場合はいずれか早い方の留学プログラムが開始される前であれば、留学プログラム取り消し事務手数料 GBP 300 を請求します。申込者が留学プログラム費用を当社指定の英国にある銀行口座に支払い後、契約の取り消しが当社にて承認された場合、留学プログラム費用から留学プログラム取り消し事務手数料 GBP 300 を引いた額が返金対象となります。留学プログラム費用が GBP 300 に満たない場合、留学プログラム費用の返金はありません。
- (3) 申込者の査証 (ビザ) 申請が却下され留学プログラム契約の取り消しを希望し当社にて承認された場合、ビザ申請却下を証明する書類、英国政府機関が発行する「Visa Refusal Letter」もしくはこれに相当する書類のコピーを当社に送付いただいた場合に限り、事務手数料 GBP 150 を請求します。申込者が留学プログラム費用を当社指定の英国にある銀行口座に支払い後、契約の取り消しが当社にて承認された場合、留学プログラム費用から事務手数料 GBP 150 を引いた額が返金対象となります。留学プログラム費用が GBP 150 に満たない場合、留学プログラム費用の返金はありません。申込者がビザ申請却下を証明する書類の提示ができない場合、本条(2)に定める留学プログラム取り消し事務手数料が適用されます。
- (4) 語学学校費用の返金がある場合、語学学校が定める返金対象額から本条(2)に定める事務手数料を引き、その額から10%を語学学校手記事務手数料として引いた額が返金対象となります。語学学校によっては語学学校費用の返金がない場合があります。

- (5) 本約款第2条(2)に定めるホームステイ提供サービス申込者がホームステイ滞在をキャンセルもしくは滞在期間短縮する場合、本条(2)に定める事務手数料を引き、その額から1週間分のホームステイ費用を引いた、本約款第8条(3, 8)に定める日より退去日までのホームステイ滞在期間の留学プログラム費用が返金対象となります。
- (6) 当社が提供する留学プログラムのうち、本条(3-4)に定める留学プログラムの他はその特性上、原則留学プログラム費用の返金はありません。
- (7) 本約款第2条(6-7)に定める条件に当てはまると当社が判断した場合、留学プログラム費用の返金はありません。
- (8) 留学プログラム費用の返金に関する当社指定の英国にある銀行口座への振込手数料は申込者負担となります。銀行口座への振込手数料には日本からの海外送金手数料と当社指定の英国にある銀行口座の受取手数料が含まれますが、これらに限定されません。
- (9) いかなる場合でも、当社が返金に対する最終権限を持ちます。
- (10) 返金手続きには最大60日かかります。
- (11) その他留学プログラム費用の返金に関して本約款第5条が適用されます。
- (2) 当社が定める期日までに留学プログラム費用が振り込まれない場合、当社はホームステイの提供を取り消すことができます。
- (3) ホームステイ確定前に滞在をキャンセルされる場合、申込者は書面にて本約款第15条(2)に定める当社営業時間内に報告いただきます。営業時間以外に報告をいただいた場合は翌営業日扱いの受理となります。
- (4) ホームステイ予約確定後から滞を開始前までの申込者都合によるホストファミリーの変更もしくはホームステイの滞在期間短縮は受け付けることができません。ただし滞を開始後にやむおえない事情によりホストファミリーの変更を希望する場合は、本条(11)が適用となります。
- (5) 申込者が滞を開始日にホームステイ先へ確定した到着予定時刻より遅れる、もしくは事前に遅れが予測される場合、当社もしくはホストファミリーに連絡をお願いいたします。滞を開始日より48時間以内に当社もしくはホストファミリーに連絡がない場合、ホームステイの提供は取り消しとなり、留学プログラム費用の返金はありません。
- (6) ホストファミリーの事情により、滞を開始前や滞在中にホームステイ受け入れが不可能になり、滞在中に取り消しになる場合がごく稀にごございます。その場合、当社は申込者に新たなホストファミリーを提供します。
- (7) ホームステイの滞期間延長を希望する場合、申込者は延長する滞を開始日の2週間以上前に書面にて本約款第15条(2)に定める当社営業時間内に滞期間延長を報告いただきます。営業時間以外に報告をいただいた場合は翌営業日扱いの受理となります。受理されてから、当社は滞期間延長の手続きを開始します。空き状況等によっては同じホストファミリーの提供ができない場合もあります。その場合、当社は申込者に代替のホストファミリーを提供します。延長に関する全ての交渉は当社が行い、申込者がホストファミリーに直接行うことはありません。報告の受理日が申込者の延長する滞を開始日の2週間前に満たない場合、当社は申し込みを断ることができます。
- (8) ホームステイ滞を開始後に滞期間短縮を希望する場合、申込者は短縮する滞を終了日の2週間以上前に書面にて本約款第15条(2)に定める当社営業時間内に滞期間短縮を報告いただきます。営業時間以外に報告をいただいた場合は翌営業日扱いの受理となります。報告の受理日が申込者の短縮する滞を終了日の2週間前に満たない場合、当社は申し込みを断ることができます。ホームステイ滞期間が4週間以上の場合、本約款第6条に定める対象の留学プログラム費用が返金となり、4週間に満たない場合、留学プログラム費用の返金はありません。
- (9) 返金には本約款第6条が適用されます。
- (10) 当社に報告いただいたホームステイに関する苦情は迅速に対応いたします。ホストファミリーと申込者(以下「両者」といいます)の間で解決できると当社が判断した問題については両者での直接交渉を提案することがあります。当社が両者に問題に関して聞き取り・訪問調査をし、申込者の移転が必要と判断した場合には、新たなホストファミリーの提供を緊急時には即時、通常24時間以内、緊急時でない場合には7日以内に行います。もし当社が新たなホストファミリーを提供できないと判断した場合、その日から残りの滞期間の費用が返金対象となります。当社が両者に問題に関して聞き取り・訪問調査をし、申込者の移転の必要がないと判断した場合、新たなホストファミリーの提案はありません。
- (11) 申込者のふるまいが容認できないとホストファミリーが判断した場合もしくは申込者に非がありホストファミリーが容認できないと判断した場合、当社に報告があった場合に限り申込者に新たなホストファミリーに移転してもらおうかホームステイ滞期間を短縮し、一切のホームステイの提供を断ることができ
- きます。その場合、留学プログラム費用の返金はありません。当社に速やかかつホームステイ滞期間終了前までに報告がない場合、当社は一切の責任を負いません。
- (12) ホストファミリーのふるまいが容認できないと申込者が判断した場合もしくはホストファミリーに非があり申込者が容認できないと判断した場合、当社に報告があった場合に限り対処いたします。当社に速やかかつホームステイ滞期間終了前までに報告がない場合、当社は一切の責任を負いません。
- (13) ホストファミリーから別途実費請求があった場合、当社は申込者に請求します。これには、申込者がホームステイ滞在中にホストファミリーの物件または住宅設備及びその他周辺物件またはその住宅設備に損害を与えた場合や申込者が原因の火災、爆発、漏水等によってホストファミリーの物件及びその他周辺物件を損壊、被害を与えた場合、ホストファミリーの家財・身の回り品を毀損、紛失または申込者が原因でホストファミリーの家財・身の回り品が盗難の被害にあった場合が含まれますが、これらに限定されません。
- (14) ホームステイ提供サービスの申込者は、当社が別途定めるホームステイガイドラインに同意いただくものとします。

9. 各種オプションサービス

7. 語学学校の手配

- (1) 語学学校の申し込みは本約款第2条(1)に定める当社所定の「留学プログラム申込書」に所定の事項を記入した上で提出いただき、留学プログラム費用が全額当社指定口座に振り込まれた時点で確定となります。
- (2) 当社はカウンセリングにて申込者の要望を伺い、原則3校の見積もりを提示します。その中から申込者は希望する1校を選び、当社は語学学校の手配を始め、請求書を発行します。
- (3) 査証(ビザ)申請が必要な留学プログラムをお申し込みいただく場合、査証(ビザ)申請は申込者が自己責任にて行います。当社はこれに関する一切の責任を負いません。
- (4) 申込者の年齢、語学力、査証(ビザ)の種類、もしくは語学学校の空き状況、その他諸事情により語学学校が開始されてから希望のコースを選択できない、内容に変更があることがあります。当社はこれに関する一切の責任を負いません。
- (5) 語学学校の授業期間が2週間の場合、短期語学学校手配事務手数料GBP 200を別途請求します。語学学校の授業期間が3週間の場合、短期語学学校手配事務手数料GBP 100を別途請求します。語学学校の授業期間が4週間以上の場合、事務手数料は発生しません。
- (6) 語学学校が提供する滞在先にお申し込みいただく場合、語学学校提供滞在先事務手数料GBP 100を別途請求します。
- (7) 当社と提携のない語学学校の手配を申込者が希望する場合、新規語学学校提携手数料GBP 100を別途請求します。
- (1) 当社留学プログラムの申込者のみ各種オプションサービスにお申し込みいただけます。
- (2) 当社が定める各種オプションサービス費用を申込者が支払ってからのサービス提供となります。
- (3) 各種オプションサービス費用の支払いには本約款第5条が適用されます。
- (4) 空港送迎サービスはロンドンヒースロー空港からロンドン内の滞在先までの送迎を承ります。午前10時以前及び午後6時以降に到着される便、もしくはロンドン外までの送迎は別途追加料金が発生するか、承れないこともあります。予めご了承ください。申込者はフライト情報をロンドンヒースロー空港到着日より3日以上前に報告いただきます。
- (8) 携帯電話購入サポートは、申込者と当社提携の携帯電話会社(キャリア)との契約を当社がサポートします。申込者都合による携帯電話会社(キャリア)の指定はできかねます。端末及び契約に関する費用は全て申込者負担となります。また、申込者の何らかの事情により契約ができない場合、当社はこれに関する一切の責任を負いません。
- (5) 銀行口座開設サポートは、申込者と当社提携の英国の銀行口座解説を当社がサポートします。申込者都合による銀行の指定はできかねます。また、申込者の何らかの事情により銀行口座開設ができない場合、当社はこれに関する一切の責任を負いません。銀行口座維持手数料、諸費用等は全て申込者負担となります。
- (6) YMSキャリアサポートは、有効なTier 5 Youth Mobility Schemeを保有している申込者に当社が英国内の就労情報提供、CV(英文履歴書)の作成のサポートをするもので、就労を保証するものではありません。当社はこれに関して一切の責任を負いません。

8. ホームステイの提供

- (1) ホームステイは本約款第2条(2)に定めるホームステイ提供サービス申込者が当社所定の「ホームステイ予約確認書」(Booking Confirmation Form)に所定の事項を記入した上で提出いただき、留学プログラム費用が全額当社指定口座に振り込まれた時点で確定となります。
- (11) 申込者のふるまいが容認できないとホストファミリーが判断した場合もしくは申込者に非がありホストファミリーが容認できないと判断した場合、当社に報告があった場合に限り申込者に新たなホストファミリーに移転してもらおうかホームステイ滞期間を短縮し、一切のホームステイの提供を断ることができ
- (1) 当社が提供する留学プログラムに関する情報は申込者が入学を希望する教育機関、ホストファミリーから提供される最新情報を元にしますが、当社の責によらず、留学プログラムの内容が予告なしに変更されることがあります。当社が最新情報を入手し次第申込者に報告しますが、留学プログラム開始後の変

10. 免責事項

更や中止、留学プログラム契約の取り消しは申込者都合となり、当社はこれに関する一切の責任を負いません。

- (2) 当社が提供した留学情報を元に、申込者自身が当社を経由せずに当社が提供できたと想定される留学プログラム同等の留学、滞在先、その他関連するサービスの申し込み、支払いをしたことが確認された時点で留学プログラム契約終了となり、当社は今後一切の申し込みの受理を断ることができます。また、当社は申込者自身が申し込んだ留学プログラムを当社経由で申し込んだ際に見込める請求額を損害額として申込者に請求することができます。これは当社の留学プログラムに留学情報の提供が含まれるためです。
- (3) 申込者の手続きの遅れ、教育機関が指定する条件を満たせず入学が許可されない、旅券（パスポート）・査証（ビザ）が取得できないもしくは取得に時間がかかり渡航時期に遅れが生じる、英国への入国拒否、天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、その他不可抗力による留学プログラムへの影響に当社は一切の責任を負いません。
- (4) 申込者に万が一の事態が生じた場合、当社は申込者から提供された緊急連絡先に日本語で連絡することができます。
- (5) 特別に明記がある場合を除き、留学プログラムに関する全ての日時には英国時間が適用されます。

11. 管轄裁判所

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、イングランドの裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とします。

12. 約款の変更

本約款は予告なく変更されることがあります。

13. 準拠法

本約款はイングランド法（The Law of England）を準拠法とし、同法により解釈され、効力を生じるものとします。

14. 発行期日

本約款の内容は、2017年10月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。ただし、条件、料金等に変更が生じた場合は、留学@UKのウェブサイト（<http://www.ryugakuatuk.com>）に掲載の最新約款を適用します。

15. 会社情報

- (1) 会社名 JAPAN AT UK LIMITED
所在地 3rd Floor, 239 Kensington High Street,
London W8 6SA United Kingdom
電話番号 +44 (0)20 7316 3232
- (2) 当社営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時（英国時間）です。土曜日と日曜日、英国政府が定める祝日（Bank Holidays）、当社が定める閉業日を除きます。